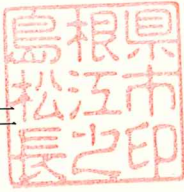


松江市告示第235号

松江市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例施行規則（平成17年松江市規則第155号。以下「規則」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり証紙売りさばき人の代表者変更の届出があったので、規則第11条第2項の規定により告示する。

令和7年5月12日

松江市長 上 定 昭 仁



証紙売りさばき人の名称	売りさばき人の代表者		変更年月日
	変更前	変更後	
株式会社 丸合 川津店	丸合 川津店 店長 大下 弘	丸合 川津店 店長 八幡 浩	令和7年3月16日